

地域指定年度	昭和 4 6 年度
計画策定年度	昭和 4 8 年度
計画見直し 年度	昭和 5 4 年度
	昭和 6 0 年度
	平成 1 8 年度
	令和 6 年度

鶴ヶ島市農業振興地域整備計画書

令和 6 年 4 月

埼玉県鶴ヶ島市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
	ア 土地利用の構想	1
	イ 農用地区域の設定方針	3
	(2) 農業上の土地利用の方向	4
	ア 農用地等利用の方針	4
	イ 用途区分の構想	5
	ウ 特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4	他事業との関連	7
第3	農用地等の保全計画	8
1	農用地等の保全の方向	8
2	農用地等保全整備計画	8
3	農用地等の保全のための活動	8
	(1) 農地の適切な保全管理	8
	(2) 意欲ある農業経営を営む者への利用集積	8
	(3) 多様な人材を生かした保全活動の推進	8
4	森林の整備その他林業の振興との関連	8
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	9
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	9
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
	(1) 認定農業者等の育成対策	11
	(2) 農用地の集団化対策	11
	(3) 農用地の流動化対策	11
	(4) 農作業の受委託の促進対策	11
	(5) 地力の維持増進対策	12
	(6) 体験・交流型農業の推進	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第5	農業近代化施設の整備計画	13
1	農業近代化施設の整備の方向	13
2	農業近代化施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3	農業を担うべき者のための支援の活動	14
	(1) 農業の技術・知識の習得への支援	14
	(2) 就農準備等に必要な資金手当の支援	14
	(3) 農地の円滑な取得等に対する支援	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15

4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
	(1) 安全性	16
	(2) 保健性	16
	(3) 利便性	16
	(4) 快適性	16
	(5) 文化性	16
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第9	附図	18
別記	農用地利用計画	18

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

鶴ヶ島市（以下「本市」と言う。）は埼玉県のほぼ中央に位置し、東西約 6.9km、南北約 4.3km、面積は 17.65 ㎢で、周囲を北は坂戸市、西は日高市、南東は川越市に囲まれ、都心から約 45km 圏にある。

(イ) 自然条件

本市の地形は、標高約 25～55 m と高低差が少なく、南西から北東に緩やかに傾斜をしており、荒川の支流である入間川と高麗川に囲まれた入間台地の北部先端上にある。

高倉地区や太田ヶ谷地区等では、日高市方面からの浅い層を流れる地下水が湧き出ており、これらを水源とする飯盛川や大谷川の川筋に沿ってわずかな起伏がある。

地質は、耕作や植物等の生育に活用される表土層、その下の関東ローム層、さらにその下の鶴ヶ丘粘土層と呼ばれる火山灰質粘土層、金子礫層から構成されている。

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥という典型的な太平洋岸の気候で、冬から春先にかけての乾燥した季節風、いわゆる「秩父おろし」が特徴となっている。

年間の平均気温は 15℃前後、降水量は 1,400mm 前後であるが、最高気温が 40 度、降水量が 1,700mm を超える年もみられる。年間の日照時間は 2,000 時間前後である。

(ウ) 人口及び産業構造

令和 2 年（国勢調査）における本市の総人口は 70,117 人、世帯数は 30,537 世帯である。

少子高齢化を背景とした人口減少は全国的な傾向であり、本市としても避けられない状況となっている。第 6 次鶴ヶ島市総合計画基本構想においても、令和 11 年（2029 年）に 66,710 人まで減少することが見込まれ、基本構想の重点戦略の推進により 68,000 人を目標としている。

総人口は減少傾向が続く見込みであるが、単身世帯の増加によって世帯数としては増加することが見込まれる。また、農業部門では、販売農家の世帯員数である農家人口、販売農家数はこれまでの統計資料の動向により減少する見通しである。

(エ) 道路・交通条件

道路及び交通の条件についてみると、鉄道は「東武東上線」が南北に、「東武越生線」が東西に走り、「鶴ヶ島駅・若葉駅・一本松駅」の 3 駅があり、都心と結ばれている。

広域的な幹線道路は、「関越自動車道」が南北に、「首都圏中央連絡自動車道」が東西に走り、「鶴ヶ島ジャンクション」によって連結され、関越自動車道の「鶴ヶ島インターチェンジ」、首都圏中央連絡自動車道の「圏央鶴ヶ島インターチェンジ」の 2 か所のインターチェンジが立地している。

また「一般国道 407 号」が市の中央を南北に縦断しているほか、「主要地方道日高川島線」が東西に、「主要地方道川越坂戸毛呂山線」が南北に、「一般県道川越越生線」が東西に走り、幹線道路の役割を果たしている。

(オ) 土地利用の方向性

本市は、昭和 39 年に都市計画区域の指定を受け、昭和 41 年に首都圏整備法に基づく「近郊整備地帯」に指定された。また、昭和 45 年には市街化区域及び市街化調整区域の区域区分が決定されて以降、土地区画整理事業を中心に積極的な都市基盤施設の整備を進めてきた。

土地区画整理事業については、令和 3 年 3 月 31 日現在、既決定 10 地区、472.6ha のうち、7 地区、434.2ha で事業が完了している。

現在の市街化区域は 846.8ha であることから、市街化区域の 55.8% が土地区画整理事業により整備されることになる。

また、市内には、川越市や坂戸市にまたがる富士見工業団地が整備されているほか、圏央鶴ヶ

島インターチェンジ周辺では、土地区画整理事業に併せて用途地域を工業地域に指定したことによる工業化が進んでいる。さらに、埼玉県農業大学校跡地周辺地域で「(仮称) SAITAMA ロボティクスセンター」の整備計画が進められている。

農業的土地利用としては、令和2年12月末現在、農業振興地域に955.4haが指定されており、このうち農用地が457.5ha、農業用施設用地が6.0ha、山林原野が181.0ha、その他住宅地や道路などが310.9haとなっている。

農用地等で農用地区域に指定された面積は、令和4年12月末現在288.0haであり、農業振興地域の30.2%となる。農用地区域については、都市的土地利用との混在が生じることのないように土地利用を図ることとする。

また、農作物の栽培や農地の集積化に適する優良農地については、農用地区域としての設定を継続し、極力保全しながら農道等の維持管理に努める。

樹園地については、かつて桑園が多くあったが、現在は、茶園やくりなどの樹園であり、大字三ツ木新田地域をはじめとして農業振興地域内に分散している。茶については、“狭山茶”としてのブランド化が図られており、農地として集団化している樹園地を農用地区域として保全するなど、地域の実情に即した土地利用計画を推進する。

農業振興地域内の用途区分は次表のようになる。

＜農業振興地域内用途別土地利用の構想＞

(単位：ha、%)

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和4年)	455.5	47.7	5.4	0.6	181.0 (0.0)	18.9 0	313.7	32.8	955.6	100
目標 (R14年)	442.6	46.3	5.4	0.6	181.0 (0.0)	18.9 0	326.6	34.2	955.6	100
増減	▲ 12.9		0.0		0.0		12.9		0.0	

資料：令和4年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

注）・混雑林地はない。

＜推計方法＞

- (1) 農用地については、年平均の農地転用許可面積（1.29ha）の10年分を見込んでいる。
- (2) 農業用施設用地については、令和4年度の基礎調査の実態に基づいた数値であり、増減を見込まない。
- (3) 森林・原野については、増減を見込まない。
- (4) その他は、農地転用などによる面積で、住宅や道路等となると見込んでいる。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 457.5ha のうち、今後 10 年間の地域特性を生かした農業の振興や各種土地利用計画等との整合性を勘案し、a～c に該当する農用地約 273.9haについて、農用地区域として継続して設定する方針である。

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業は除く）施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・茶等の地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地で、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、上記 c の土地であっても、次に掲げるものは農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

- ・住宅地等に囲まれ、農業近代化を図ることが不適な土地
- ・非農地と判定された土地

農業の近代化を図るための一体的な土地利用に支障がなく、周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす恐れがない土地で、非農地と判定された土地

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

該当する農業用施設用地 約 4.4ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、消費地に近いという利点を生かし、生鮮野菜を中心に露地栽培での少量多品目生産を特徴としている。今後とも、施設栽培を組み合わせつつ、消費者ニーズや生産環境の変化に対応した生産体系を確立し、安定的生産・供給に努める。

農用地等については、機械化対応が促進できる集団性等の条件を備えた地域について、引き続き農用地としての活用を図り、露地野菜や施設野菜、茶などの栽培を推進する。

地区別の利用方針は以下のとおりとする。

(ア) A-1 (東部地区：五味ヶ谷、上広谷、鶴ヶ丘、藤金)

本地区は、市の東部、おおむね関越自動車道の東側に位置する地域で、南北を市街化区域に挟まれ、中央部を東西に首都圏中央連絡自動車道が、南北に東武東上線が通っている。

大字五味ヶ谷地区には小規模ではあるが市内に唯一残された水田地帯が川越市内から広がっているが、東武東上線の鶴ヶ島駅及び若葉駅にも近い区域であることから、集団的農地は少ない。

本地区の土地利用については、首都圏中央連絡自動車道の南側の地域を中心として農業的土地利用を図る地域とし、水田、普通畑、小規模農地で生産可能な施設園芸、茶等の樹園地等としての利用を促進する。

(イ) A-2 (南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷)

本地区は、市の南部、首都圏中央連絡自動車道を挟んだ位置にあり、地区内には鶴ヶ島市役所がある。圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺が市街化区域となったほか、市の運動公園も整備され、さらに旧県農業大学校跡地周辺地域についても「(仮称) SAITAMA ロボティクスセンター」の整備計画が進められている。また、圏央鶴ヶ島インターチェンジへアクセスするためのフルインター化の接続道路として都市計画道路が整備された。

地区内では、水田転換特別対策事業で田から畑への転換が行われ、優良な集団的農地が多いことから、露地野菜、施設園芸等が行われている。

今後の土地利用については、生鮮野菜を中心とした畑地帯としての集団的農地を保全し、担い手への利用集積を図りながら、経営規模の拡大や生産の合理化、農地の高度利用を推進する。

また、本地区は、令和2年8月に設立した「つるがしま観光農園協会」の拠点エリアとなっており、果実の摘み取りやイモ類の収穫体験等のできる土地利用を促進する。

(ウ) A-3 (中央地区：下新田、脚折、高倉)

本地区は、市の中央やや南に位置し、大字高倉地区には農村風景が色濃く残っており、農業交流センター「つるの里のんのん」が整備されているほか、いるま野農業協同組合鶴ヶ島農産物直売所、市民農園、体験農園、市民の森等がある。さらに大字高倉地区と大字脚折地区の一部では、ほ場整備が実施され、良好な営農環境も確保されている。

一方で、中央地区の南部では国道407号の渋滞解消を図るためのバイパス整備も進められており、一部では土地利用の変化も見込まれている。

今後の土地利用については、大字高倉地区を中心に、畑地帯としての集団的農地を保全し、露地野菜、施設園芸、茶等を中心に生産の合理化を図るとともに、担い手への利用集積を図りながら、経営規模の拡大や農地の高度利用を推進する。

大字下新田地区については、生鮮野菜を中心とした畑地帯としての土地利用を促進するとともに、市街化区域に挟まれていることから、都市住民の利用を想定した貸農園等の利用を促進する。

(エ) A-4 (西部地区：上新田、中新田、町屋)

本地区は、市の西部、坂戸市や日高市と隣接した位置にあり、地区の北側には東武鉄道越生線が通っている。他の地区と比べても集団的農地が多く、露地野菜を中心に畑地帯としての土地利用が図られているが、農道等が未整備となっている地域が多い状況にある。

今後の土地利用については、集団的農地について、畑作地帯として農業関係企業の誘致を

含め担い手への利用集積を図りながら、経営規模の拡大や生産の合理化、農地の高度利用を推進する。

農用地区域の地区別設定面積

単位：ha

	農地			農業用施設用地			合計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A-1 (東部地区)	27.4	27.2	▲0.2	0.5	0.5	0.0	27.9	27.7	▲0.2	－
A-2 (南部地区)	68.5	61.8	▲6.7	0.7	0.7	0.0	69.2	62.5	▲6.7	－
A-3 (中央地区)	100.1	95.9	▲4.2	2.4	2.4	0.0	102.5	98.3	▲4.2	－
A-4 (西部地区)	77.9	77.9	0.0	0.8	0.8	0.0	78.7	78.7	0.0	－
合計	273.9	262.8	▲11.1	4.4	4.4	0.0	278.3	267.2	▲11.1	－

注）・現況は令和4年現在。将来は10年後である。

- ・現況面積は、令和4年12月現在の「農用地区域等の目標の達成状況」から、今回の見直しによる除外面積を差し引いたものである。
- ・将来値は平成18年度計画の現状値と比較し、年当たりの変化量から推計した。
- ・地区別面積は㎡単位で集計したものをhaで表記しているため、合計が総計と一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

本市では、水田の畑作転換のためのほ場整理事業や各種農道整備事業を通じて農作業を効率化できる条件を備えてきた。今後は農地中間管理機構の指定を受けている埼玉県農林公社と連携して担い手農家への集積化を進め、経営規模の拡大、生産性向上を図りつつ、露地野菜の栽培や施設園芸等の振興を図るため、農用地区域の保全・確保に努める。

また、茶については、狭山茶としてのブランド化が図られており、樹園地の集団性等を勘案しつつ農用地区域として保全・確保に努める。

(ア) A-1（東部地区：五味ヶ谷、上広谷、鶴ヶ丘、藤金）

川越市の水田に連担する大字五味ヶ谷地区の一部は田として、その他小規模な農地も含めて多くを普通畑または茶などの樹園地として利用するため、農地として用途区分する。

また、地区内のガラスハウスなどの施設園芸用地については、農業用施設用地として用途区分する。

(イ) A-2（南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷）

本地区は、全体として集団的な畑地帯であり、露地野菜を中心として栽培されているほか、大字三ツ木新田地区には茶の樹園地のまとまりもある。今後とも生鮮野菜等や茶の生産を中心とした農地として用途区分する。

また、地区内のガラスハウスなどの施設園芸用地については、農業用施設用地として用途区分する。

(ウ) A-3（中央地区：下新田、脚折、高倉）

本地区は、集団的な畑地帯であり、一部ではほ場整備も実施されてきた経緯がある。全体としては、露地野菜を中心として栽培されていることから農地として用途区分する。

また、地区内の畜産等施設については、農業用施設用地として用途区分する。

(エ) A—4 (西部地区：上新田、中新田、町屋)

本地区は、集団的な畑地帯であり、今後も、露地野菜を中心として栽培する農地として用途区分し、新たな担い手や農業関係企業等の誘致を検討する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は都市近郊型農業地域であり、農業振興の方向は、露地野菜や施設野菜等の生鮮野菜や茶などの基幹作物として振興を図る。

そのため、畑地を中心に作業効率の一層の改善に取り組み、農業の機械化に対応できるよう努める。

ア A-1（東部地区：五味ヶ谷、上広谷、鶴ヶ丘、藤金）

本地区は、市内に唯一残された水田地帯が川越市から広がっているが、全体としては畑作地帯である。今後も用排水施設等の基盤施設の維持管理を進めるとともに、市街地が近いことから、市民農園などによる農地の有効利用を促進する。

イ A-2（南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷）

本地区は、水田転換特別対策事業により、水田から畑への転換を目的とした基盤整備を実施した地域がある。また、大字三ツ木新田には茶園等の樹園地のまとまりもある。全体としては区画等が未整備な畑作地帯であるが、農道等は比較的整備されているため、今後は、遊休農地などの流動化を促進して農地の利用集積を図り、生産性向上を目指す。

ウ A-3（中央地区：下新田、脚折、高倉）

本地区は、集団的な農地のまとまりがあり、転換水田特別対策事業により、水田から畑へ転換するための基盤整備を実施した地域があるほか、多くの農道整備等を実施してきた地区でもある。

一部では、国道407号バイパス整備が進んでいるが、全体としては集団化した農地があり、これら農地については極力保全し、有効利用、集積化を促進する。

エ A-4（西部地区：上新田、中新田、町屋）

本地区は、集団としてのまとまりのある畑地帯で、一部に茶園がある。農道等の生産基盤が未整備な地域が多い状況にあることから、生産性を高めるための方策を検討する。また、農地の集積化により、優良農地として土地利用の高度化を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域における森林は、ほとんどが雑木林であるが、日光街道杉並木や高倉の屋敷林なども現存しており、地域によっては農村景観を構成する重要な地域資源でもあることから保全に努める。

4 他事業との関連

本地域における他事業との関連については、第6次鶴ヶ島市総合計画及び鶴ヶ島市都市計画マスタープランとの整合に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の減少・高齢化が進行する中で、担い手の確保・育成や農地中間管理事業等を活用した農地流動化による農地の集積化・集約化、耕作放棄地の解消を図り、農用地の保全・活用を促進する。

また、つるがしま観光農園協会等と連携し、身近な地域資源を活かした多彩な食・農・自然体験の場をつくるなど、都市住民との交流により地域農業の活性化を図るため、市民農園や観光農園等の拡充を支援する。

さらに、地域ぐるみで農道や水路等を継続的に保全、再生及び活用する活動（多面的機能支払交付金制度等）を促進して農用地等の保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

（1）農地の適切な保全管理

農用地等を保全管理するため、農地中間管理事業を活用し、荒廃農地の発生抑制及び農地の再生を推進する。

また、多面的機能支払交付金制度等を活用し、農業集落の共同活動を支援する。

（2）意欲ある農業経営を営む者への利用集積

認定農業者をはじめとする意欲ある担い手への農用地の利用集積を進めるなど、農地の保全・活用を進めるため、農地中間管理事業等の活用を促進する。

（3）多様な人材を生かした保全活動の推進

観光農園・市民農園などの環境整備を促進し、都市住民への利用を促進し、農用地の保全・活用を図る。

また、新たな担い手等に対し、地域農業者の協力を得ながら、研修機会や農地の確保などの支援を行い、農用地等の保全・活用に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織、さらに新規就農者の農業経営の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営体の指標を作成し、農業経営基盤の確立に努める。

【経営の指標】

具体的な経営の指標は、令和5年9月に改定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、労働時間として以下の水準の実現をめざす。

《認定農業者の指標》

＜主たる従事者一人当たりの農業経営目標＞	
年間総労働時間	1,800 時間
年間農業所得	560 万円程度

また、新規就農者の確保目標を年間2人とするとともに、新規就農者の労働時間・農業所得に関する数値目標については、本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、認定農業者の目標の5割程度とし、主たる従事者1人あたり250万円程度を目標とする。

そのため、就農希望者に対して、農地については市や農業委員会、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については川越農林振興センターやいるま野農業協同組合による重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

【農用地の利用の集積に関する目標】

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指し、農用地の利用に占める面積のシェア（農用地利用集積率）の目標を56%（令和15年度時点）とする。

＜営農類型別目標＞

営農類型別の目標は次のとおりとする。

<個別経営体>

営農類型	目標経営規模 (ha)	作目構成	戸数（経営 体数）戸	流動化 目標面積 (ha)
施設野菜	施設用地 0.5ha	促成トマト 1,500 m ² 半促成トマト 1,500 m ² 抑制きゅうり 1,500 m ² 越冬きゅうり 1,500 m ²	4	1.1
露地野菜	畑 1.5ha	はくさい 0.4ha キャベツ 0.2ha だいこん 0.4ha ほうれんそう 0.2ha ブロッコリー 0.2ha スイートコーン 0.5ha なす 0.1ha きゅうり 0.1ha えだまめ 0.2ha	13	10.9
茶	畑 2.0ha	成木園 1.8ha 未成木園 0.2ha 買葉 28,000kg	6	6.7
酪農	乳用牛（ホルスタイン種） 40 頭 飼料畑 4.0ha（飼料 生産延べ 8.0ha）	経産牛 30 頭 育成牛 7 頭 育成子牛 3 頭	1	2.2
鉢物・苗物	施設用地 0.5ha	シクラメン 3,000 鉢 花壇苗 100,000 ポット	1	0.3
なし・ぶどう	畑 1.5ha	なし 1.0ha ぶどう 0.5ha	1	0.8
都市観光農業	畑 1.7ha	ブルーベリー 1.0ha 栗 0.5ha さつまいも 0.2ha	1	1.0
主穀・露地野菜 複合	田 0.5ha 畑 3.5ha	水稻 0.5ha 麦 3.0ha はくさい 0.1ha キャベツ 0.1ha だいこん 0.1ha ほうれんそう 0.1ha ブロッコリー 0.1ha スイートコーン 0.1ha なす 0.1ha きゅうり 0.1ha えだまめ 0.5ha	1	2.2
養鶏	採卵鶏常時羽数 100,000 羽	成鶏羽数 80,000 羽 育雛鶏羽数 20,000 羽	1	—
施設いちご複合	鉄骨ハウス 3,500 m ²	いちご 2,500 m ² 鉢花 1,000 m ²	1	0.2

注）・個別経営体の戸数は、認定農業者の目標の 30 経営体（鶴ヶ島市都市農業振興計画：令和 2 年 3 月）とし、現行認定者農家経営体数から推計した。また、各営農類型による最小経営体は 1 とした。

・流動化面積の目標は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標を 56%とする」とされていることを踏まえ設定した。

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

令和４年度に実施した農家意向調査（農地を 3,000 ㎡（3 反）以上の農地を所有している方を対象）では、今後の農業経営意向について「規模拡大」は 6 戸（2.4%）、「現状維持」が 99 戸（39.0%）であった。一方、「規模縮小」は 42 戸（16.5%）、農業は「やめる（やめている）」とする農家は 78 戸（30.7%）であり、ほぼ半数（47.2%）が規模縮小や廃農意向となっている。

規模拡大意向がある農家の内訳は、専業農家が 4 戸、自給的農家が 1 戸、無回答が 1 戸であった。また、規模拡大の方法として、「農地を購入する」が 4 戸、「農地を借りる」が 2 戸となっている。

規模縮小や廃農意向の理由としては、「農作業が体力的に厳しい」や「農業経営が成り立たない」が多く、農地の取り扱いとしては、「売りたい」や「貸したい」、「荒れない程度に管理」の意向があるが、「他の用途に転用したい」とする意向も多い。

こうした状況を踏まえ、農用地の流動化については、農地中間管理事業等を活用し農地の貸し借りが円滑に進められるよう支援する。

また、農作業の受委託については、認定農業者や農業法人など、農業機械や人員を確保できる主体がその役割を発揮できるよう支援するなど、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を誘導する。

２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市は、畑の管理が大変であるといった意見もあり、遊休農地化が進んでいる。また農家数の減少により農地を十分活用できなくなっている。こうした中で、農用地の流動化を進めつつ、規模拡大、生産性の向上を図ることや、市民農園など農地の有効活用を図ることが、これからの市農業の維持・発展にとって重要な課題である。

（１）認定農業者等の育成対策

認定農業者等の育成は、いるま野農業協同組合や川越農林振興センターとも連携し、効率的かつ安定的な経営へ誘導していく。

具体的には、認定農業者に対しては認定期間の更新時期の機会を利用して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの農業の将来を見据えた農業経営改善計画を作成するよう誘導する。

また、新たに認定を受けようとする者に対しても、同様に関係機関と連携し、営農計画書の作成支援や営農継続に関する相談等に応じていく。

さらに、農業後継者を確保するため、新規就農希望者の情報を川越農林振興センターと共有するとともに、埼玉県農業大学校の就農相談会等の機会を利用し、当市の農業支援についてＰＲしていく。また、育成については、いるま野農業協同組合が主体的に運営している「いるま地域明日の農業担い手育成塾」への入塾を勧め支援していく。

（２）農用地の集団化対策

農業従事者の高齢化や労働力不足、荒廃農地の増加に対応するため、地域計画の作成・推進に取り組み、農地の出し手、受け手の明確化や集積化を希望する農地を把握し、農地中間管理機構や農業委員会等と連携し、農地の有効利用を図る。

（３）農用地の流動化対策

農地中間管理事業による農用地集積に取り組み、耕作地を一定エリアに集め、作業効率の向上を図る。

また、農地の出し手・受け手に関する情報の収集、提供により、農地流動化の促進を図る。

（４）農作業の受委託の促進対策

労働生産性の向上を実現するためには、農業機械の導入・整備による作業の効率化が必要となっているが、個人単位での保有は経費負担が大きくなるため、共同化を検討する。

また、規模拡大を図ろうとする農業者に対して、賃貸借や使用貸借の設定、農作業の受委託を

促進することにより農業経営体の育成を図る。

(5) 地力の維持増進対策

地力の維持増進を図るため、緑肥景観作物（ヘアリーベッチ等）の栽培や畜産農家と耕種農家との連携（耕畜連携）を模索し、有機肥料を利用することで化学肥料に頼らない土づくりを推進する。

(6) 体験・交流型農業の推進

消費地に近いという特性を生かし、農業収穫体験などの観光農業を推進し、多彩な食・農・自然体験の機会について、年間を通じて提供できる農地の利用促進を図るとともに、将来の農業を担う人材の発掘につなげていく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市における農業振興地域は、都市近郊型農業として露地野菜に加え施設園芸や茶等を中心としている。これまで、農業の近代化を図るための生産関係施設として、温室施設や農業機械、茶の防霜ファンを整備してきた。また、流通関係施設としては、いるま野農業協同組合を事業主体とした農産物直売所を整備してきた。

本地域は、市街化区域に隣接している地域が多く、食の安全・安心や新鮮さに対する市民の関心も高いことから、地元野菜等の直売ニーズに対応するため、地元の農産物直売所やスーパーマーケット等の直売コーナーの拡充を推進する。

また、労働力の省力化等を図るため、生産関係施設の近代化のためのいるま野農業協同組合が設置する共同加工施設の利用を促進する。

ア A-1（東部地区：五味ヶ谷、上広谷、鶴ヶ丘、藤金）

本地区は、市内に唯一残された水田地域が川越市から広がっているが、全体としては畑作地帯である。一部茶園があることから、生産関係施設として防霜ファンを整備してきた。

今後市街地に近いという利点を活かし、身近な直売体制の整備や生産力の向上を図るための施設等の整備を支援するほか、市民農園などによる農地の有効利用を促進する。

イ A-2（南部地区：三ツ木、三ツ木新田、太田ヶ谷）

本地区は、水田転換特別対策事業により、水田から畑への転換を目的とした基盤整備を実施した地域がある。また、大字三ツ木新田には茶園等の樹園地のまとまりもある。全体としては区画等が未整備な畑作地帯である。

また、生産関係施設として、花き生産のためのビニール温室や農業機械、茶園用の防霜ファンを整備してきた。

今後とも、露地野菜や施設園芸、茶園等の経営の確立を目指した施設・機械の近代化を促進する。

ウ A-3（中央地区：下新田、脚折、高倉）

本地区は、集団的な農地のまとまりがあり、全体としては畑地帯であるが、一部は茶園等の樹園地として利用されている。

また、地域農業基盤確立農業構造改善事業として、いるま野農業協同組合による農産物直売所を整備してきたほか、茶園用の防霜ファンを整備してきた。

今後とも、露地野菜や施設園芸、茶園等の経営の確立を目指した施設・機械の近代化を促進する。

エ A-4（西部地区：上新田、中新田、町屋）

本地区は集団としてのまとまりのある畑地帯で、一部に茶園があることから近代化施設として防霜ファンを整備してきた。

今後とも、露地野菜や施設園芸、茶園等の経営の確立を目指した施設・機械の近代化を促進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、農業従事者の減少・高齢化が進行する中で、担い手不足により遊休農地化が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、担い手の確保・育成は、農業生産の中核となる担い手（認定農業者等）の支援、農業団体の活動支援、農業法人の利用促進等に努めるとともに、農地の利用集積等により農業経営基盤を強化する。

また、新規就農者を確保するため、農業関係機関と連携しながら就農に関する情報提供、就農相談、就農計画の作成支援などを行い、本市農業の持続的な発展を支える新たな担い手の確保・育成を図る。

さらに、企業等の農業参入への支援や農福連携の促進、定年帰農への支援等を進める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

（1）農業の技術・知識の習得への支援

新規就農者や定年帰農を希望する人材を受け入れるため、市が新規就農者や定年帰農者を受け入れていることの情報発信に努めるとともに、認定農業者など既存の担い手の協力を得ながら、技術・知識の習得機会を提供する。

（2）就農準備等に必要な資金手当の支援

新規就農に関する国の支援制度を活用し、新規就農者などへの所得支援等により農業経営を支援する。

（3）農地の円滑な取得等に対する支援

人・農地プランの更新、地域計画の作成を図りながら、農地中間管理事業等を活用した認定農業者など担い手への農地の利用集積、新規就農者などの農地取得を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和2年の農林業センサスによると、本市の農業経営体のうち個人経営体数は116経営体であり、うち副業的経営体が77経営体となっており、個人経営体の66.4%を占めている。

令和4年度の農業者意向調査では、3,000㎡（3反）以上の農地を所有している世帯で、農業に従事している方384人のうち、自営農業のみの人は162人、42.2%であり、残りの約6割の人は農業以外からも所得を得ているという結果であった。

また、常勤の人54人のうち、就労先を市内とした人が18人、市外とした人が36人であり、市外で就労している人が66.7%を占めている状況であった。さらに、日雇い・パート・アルバイトといった不安定な兼業の人は28人であった。

本市及び周辺市には大手企業が立地し、中小事業者もあり、就業機会は恵まれている。今後、規模縮小や廃農を希望している農家に対し、引き続き安定的な就労機会の確保を図っていく。

<農業従事者の就業の状況>

単位：人

区分	男女別・就業地別						合 計			全体割合
	市内			市外						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
自営農業のみ	91	58	149	7	6	13	98	64	162	42.2%
	56.2%	35.8%	92.0%	4.3%	3.7%	8.0%	60.5%	39.5%	100%	
自営兼業	56	38	94	1	4	5	57	42	99	25.8%
	56.6%	38.4%	94.9%	1.0%	4.0%	5.1%	57.6%	42.4%	100%	
常勤	12	6	18	28	8	36	40	14	54	14.0%
	22.2%	11.1%	33.3%	51.9%	14.8%	66.7%	74.1%	25.9%	100%	
日雇い・パート・アルバイト	10	7	17	6	5	11	16	12	28	7.3%
	35.7%	25.0%	60.7%	21.4%	17.9%	39.3%	57.1%	42.9%	100%	
その他	13	19	32	5	4	9	18	23	41	10.7%
	31.7%	46.3%	78.0%	12.2%	9.8%	22.0%	43.9%	56.1%	100%	
合計	182	128	310	47	27	74	229	155	384	100%
	47.4%	33.3%	80.7%	12.2%	7.0%	19.3%	59.6%	40.4%	100%	

資料：令和4年度農業者意向調査結果

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の兼業農家については、高齢化等を契機に多くの農家が自給的農家に移行している。今後も農用地の流動化や農作業の受委託を推進する一方、安定的な兼業の機会を確保するため、企業の継続的な立地に努めるとともに、計画的な土地利用とあわせて産業施設の立地を誘導し、市内での新たな雇用機会の創出を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

本市の自然災害としては、過去に風水害や地震災害が発生している。

今後、発生が懸念される大規模な自然災害や複雑・多様化する様々な災害に対応するため、消防施設や資機材の整備、機能強化とともに、市民の防火・救急に対する意識啓発を進める。

また、交通安全対策では、交通事故を減らすため、路面標示などの交通安全施設の整備、自動車運転者、自転車利用者及び歩行者が、交通ルール・マナーの遵守徹底のため、交通安全に対する意識の向上に努める。

さらに、防犯対策としては、市民による青色防犯パトロール活動を促進してきたが、担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、新たな活動者の確保育成など地域防犯体制の充実を図る。

(2) 保健性

ごみ処理では、可燃物処理量や不燃・有害物処理量は減少傾向にあるが、循環型社会によるゼロカーボンを目指し、更なるごみの減量に向けた取組みを進める。

具体的にはリデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（ごみになるものは受け取りを拒否）、リペアー（修理して使用）の5R（ゴール）の普及・啓発運動を推進する。

また、今後は、災害時のライフラインの確保に向け、関係機関に浄水施設や配水施設の耐震化、管路の計画的な更新を促していく。

(3) 利便性

市内の幹線道路は、一般国道407号が南北に縦断しているほか、主要地方道川越坂戸毛呂山線、日高川島線及び一般県道川越越生線が整備され、広域的な交通アクセスに恵まれている。また、市道についても計画的な整備事業が実施され、都市計画道路は計画決定されている23路線のうち、13路線の整備を完了している。

農業振興地域内の生活道路については、拡幅・舗装、側溝整備等を実施してきており、引き続き安全な生活道路としての維持をしていく。

また、市内を走行する公共交通として、つるバス（1路線）・つるワゴン（6路線）を運行しており、市民の日常生活を支える移動手段として、鉄道駅や市役所と市民の生活圏を結んでおり、引き続き公共交通機関の利便性向上に努める。

(4) 快適性

本市は、コナラやクヌギ等を中心とする雑木林や屋敷林といった二次的の「里山」と、やや起伏のある里山の湧水を水源とする飯盛川や大谷川の「小川」を有しており、引き続き市民・市民団体・事業者・市の協働によってこのかけがいのない風土を守り環境にやさしいまちづくりを進める。

また、市では総合営農拠点施設として、鶴ヶ島市農業交流センター「つるの里のんのん」を整備したほか、農用地を造成し市民農園として市民に貸出している。

また、農業振興地域内に、公共施設として市役所があるほか、中央図書館なども立地し、太田ヶ谷には運動公園も整備されている。今後も、市民が快適で住みやすいまちづくりを進める。

(5) 文化性

スポーツ活動機会の提供については、「鶴ヶ島市民体育祭 エンジョイスポーツミーティング」を開催しているほか、市民や市内事業所、市内学校単位のチームが参加する「鶴ヶ島駅伝競走大会」などを開催している。

引き続き市民の健康増進を資するため、より多くの市民、より多くの年齢層の方々にも楽しんでいただけるよう、関係課に実施内容の充実や地域におけるスポーツ団体や指導者の育成を図るよう要請する。

また、文化・郷土行事では、本市には、降雨祈願の行事である国選択無形民俗文化財・市指定無形文化財「脚折雨乞」や市指定無形文化財「高倉獅子舞」も継承されてきており、引き続きこれらを市民共有の財産として後世に伝えていく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 附図

- | | | |
|---|----------------------|------|
| 1 | 土地利用計画図（附図1号） | |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号） | 該当なし |
| 3 | 農業近代化施設整備開発計画図（附図3号） | 該当なし |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図（附図4号） | 該当なし |
| 5 | 生活環境施設整備計画図（附図5号） | 該当なし |

別記 農用地利用計画

- | | | |
|-----------|------------------|------|
| (1) 農用地区域 | | |
| ア | 現況農用地等に係る農用地区域 | |
| イ | 現況森林、原野等に係る農用地区域 | 該当なし |
| (2) 用途区分 | | |
| ア | 農地 | |
| イ | 農業用施設用地 | |